

第五十五條 大會の提案は大會開會三週間以前に之を中央委員會に提出する事とせし中央委員會は大會議定書に之を少くとも三週間前日之を公表する事とせす。但し臨時大會の場合中央委員會は以上の期間を適宜短縮する事を得。

第五十六條 大會は毎回代議員中より大會執行委員若干名を選出する事とせす。

第五十七條 大會執行委員會は大會開會中議事に關する一切の事項を執行するものとす。

第五十八條 大會の議の議長は大會執行委員か之を行ふものとす。

第五十九條 大會議決は特だ規定なき場合は出席代議員過半数の同意に依りて成すものとす。

但し可及同数なき時は議長が決らざる限り決し決議決に対して出席代議員の五分の二以上の異議ある場合は再採決を行ふこの場合右の代表する組合員數會費完納者數を採算して採決す。

第六十條 大會の關於細則は中央委員會に於て別に之を定む。

第二節 中央委員會

第六十一條 中央委員會を以て次期大會に至るまでの最高機關とす。

第六十二條 中央委員會は中央委員長及中央委員を以て構成するものとす。中央委員會は大會の決議執行の責任を負ひ本會の綱領及宣言の遂行に必要なる緊急事項に關する決議を

行ふものとす。

第六十三條 中央委員は毎年定期大會開會中左の選挙區下從ひて選挙するものとす。但し補欠選挙の場合次期大會に報告して承認を求めらる事とせす。

- 一、各全國的産業別聯合會又は協議會。
- 一、各地方評議會。

第六十四條 中央委員は左の比例を以て選出するものとす。

- 一、全國的産業別聯合會若しくは協議會に組合員數二千名以下千名に付き一名、二千名以上は千名を増す毎に一各増員。
- 一、地方評議會は地方自治一名に於て。

第六十五條 中央委員は大會に於て選挙す。

第六十六條 各選挙區は之を選出せる中央委員を解任する事を得。但し解任及補充選挙の一併は次期大會に於て承認を得る事とせす。

第六十七條 中央委員會は六年一回會議を開催するものとす。但し中央委員會の必要と認めたる場合又は中央委員三分の一以上の請求ある時は臨時に開催するものとす。

第六十八條 中央委員會の必要と認めたる時は中央委員會の範圍を擴大中央委員會を召集する